独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	三晃金属工業株式会社	コード	1972
提出日	2024/10/16	異動（予定）日	2024/10/1
独立役員届出書の提出理由	独立役員である高山社外取締役の兼務会社が合併により社名等変更となったため提出するものです。なお、該当箇所についてはコーポレートガバナンス報告書の書き振りと合わせるなど、所要の修正を行っております。		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	髙山　英幸	社外取締役	○									△	○					有
2	三代　元之	社外取締役	○													○		有
3	古田　陽一	社外監査役	○									△						有
4	渡辺　　勉	社外監査役	○									△						有
5	渡辺　匡也	社外監査役	○									○						有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	過去に当社の主要株主である日本製鉄株式会社（元新日本製鐵株式会社）に在籍 。 2014年4月ＮＳＴ日本鉄板株式会社（元日本鐵板株式会社）に移籍。 2019年4月同社代表取締役社長 2022年7月同社ＮＳ建材薄板株式会社に社名変更、代表取締役社長。 2024年10月同社日鉄物産株式会社に吸収合併、同社顧問に就任。 なお、旧ＮＳ建材薄板株式会社との年間の取引額は3,733百万円(2024年3月期実績)であります。 2019年6月27日開催の当社第70期定時株主総会に於いて、取締役(社外取締役)に選任され就任。	髙山英幸社外取締役は、ＮＳ建材薄板株式会社における取締役としての豊富な知見・経験等を当社経営全般に対し活かしていただくため、当社より就任を要請いたしております。 なお、同氏が過去に在籍していた、日本製鉄株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率32.40%の主要株主であるものの、実質的に経営陣から著しいコントロー ルを受けるものでも経営陣に対して著しいコン トロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 また、同氏の兼務先であったＮＳ建材薄板株式会社並びに今後の兼務先である日鉄物産株式会社は、「親会社」には該当せず、議決権比率6.67%の大株主の一つであるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 加えて、当社が使用する鋼材などの購入先の一つではあるものの、その他の流通からの購入ソースもあり、かつ、合理的な購入価格にての購買を実施してきており、一般株主との利益相反をきたす関係にはありません。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致したため独立役員として指定いたしました。
2	過去に金融機関及び海外勤務、また大同メタル工業株式会社に在席。 2021年6月大同メタル工業株式会社代表取締役社長就任。 2023年3月同社代表取締役社長退任。 現在他社との兼任なし。 2024年6月27日開催の当社第75期定時株主総会に於いて、取締役(社外取締役)に選任され就任。	三代元之社外取締役は、金融機関及び海外勤務、また大同メタル工業株式会社における取締役としての経歴等、豊富な知見・経験等を当社経営全般に対し活かしていただき、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に取締役会における議題等会社経営に関する様々な事象に対し、多角的な視点から監督機能を果たしていただくため、当社より就任を要請致しております。 なお、当社と大同メタル工業株式会社に取引関係はありません。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致したため独立役員として指定いたしました。
3	過去に当社の主要株主である日本製鉄株式会社において常務執行役員として在籍し、その後常任顧問に就任。 2022年6月29日開催の当社第73期定時株主総会に於いて、監査役(社外監査役)に選任され就任。	古田陽一社外監査役は、日本製鉄株式会社における常務執行役員としての豊富な知見・経験等を職務に反映していただきたく、当社より就任を要請致しております。 なお、同氏が元所属していた日本製鉄株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率32.40%の主要株主であるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 加えて、グループ企業として、内部統制やリスクマネジメントにおけるグループ内の事例や取り組みの要領などを共有化し、当社の内部統制やリスクマネジメントを実行するにあたって、有用な情報を提供いただく関係を構築しており、また、大規模な設備投資などの実行に当たっては、将来のリスクなどに関する豊富な経験や識見などをもって検討過程において実質的なアドバイスなどを頂ける関係を構築しております。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致したため独立役員として指定いたしました。

4	過去に当社の主要株主である日本製鉄株式会社において参与瀬戸内製鉄所副所長として在籍。 2024年6月27日開催の当社第75期定時株主総会に於いて、監査役(社外監査役)に選任され就任。	渡辺勉社外監査役は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、経営に関する幅広い見識を備えられており、日本製鉄株式会社における豊富な経験、知見等を職務に反映していただきたく、当社より就任を要請致しております。 なお、同氏が元所属していた日本製鉄株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率32.40%の主要株主であるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。加えて、グループ企業として、内部統制やリスクマネジメントにおけるグループ内の事例や取り組みの要領などを共有化し、当社の内部統制やリスクマネジメントを実行するにあたって、有用な情報を提供いただく関係を構築しており、また、大規模な設備投資などの実行に当たっては、将来のリスクなどに関する豊富な経験や識見などをもって検討過程において実質的なアドバイスなどを頂ける関係を構築しております。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致したため独立役員として指定いたしました。
5	当社の主要株主である日本製鉄株式会社の薄板事業部薄板営業部薄板第一室部長代理を兼務。 2019年6月27日開催の当社第70期定時株主総会に於いて、監査役(社外監査役)に就任。 2023年6月29日開催の当社第74期定時株主総会に於いて監査役（社外監査役）退任。 2024年6月27日開催の当社第75期定時株主総会に於いて監査役(社外監査役)に就任。	渡辺匡也社外監査役は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、経営に関する幅広い見識を備えられており、日本製鉄株式会社における豊富な職務経験と、幅広い見識等を職務に反映していただきたく、当社より就任を要請致しております。 なお、同氏の兼務先である日本製鉄株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率32.40%の主要株主であるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 加えて、グループ企業として、内部統制やリスクマネジメントにおけるグループ内の事例や取り組みの要領などを共有化し、当社の内部統制やリスクマネジメントを実行するにあたって、有用な情報を提供いただく関係を構築しており、また、大規模な設備投資などの実行に当たっては、将来のリスクなどに関する豊富な経験や識見などをもって検討過程において実質的なアドバイスなどを頂ける関係を構築しております。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致したため独立役員として指定いたしました。

４．補足説明

独立役員の独立性判断基準に関しては金融商品取引所の独立性判断基準に従い、当社としての独立性判断基準を策定しコーポレートガバナンスコードの原則４－９として以下の通りコーポレートガバナンス報告書において開示させて頂いております。

【原則４－９】（独立役員の独立性判断基準）
当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性について、国内の金融商品取引所が定める独立性基準（＝「一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役の選定」）に従い、「経営陣から著しいコントロールを受ける者であるかどうか」あるいは「経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者であるかどうか」について、当人との人的関係、資本関係（連結子会社であるかどうか）、取引関係（取引において、原料などの購入に際し複数のルート、経済合理性ある価格での取り引きがなされうるかどうかなど）その他の利害関係を勘案し、その有無を判断する事をもって当社としての具体的な独立性の基準と考えております。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。